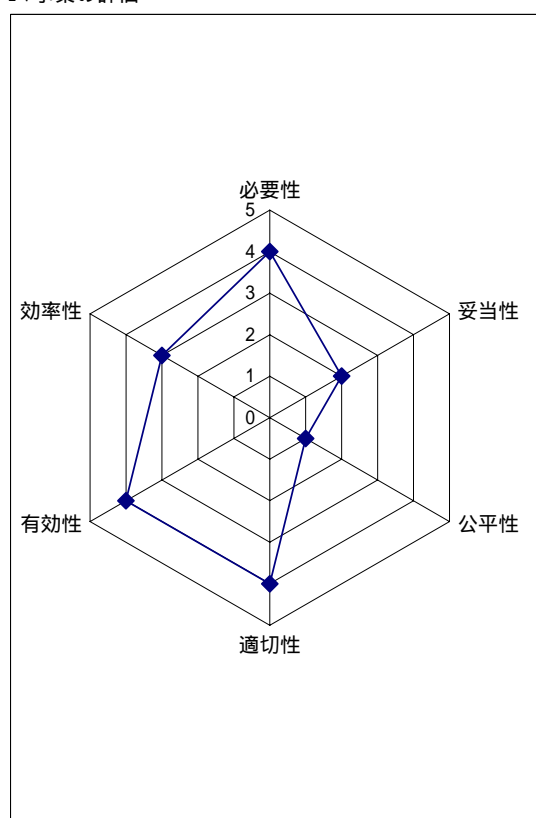


事務事業名	地域コミュニティ運営事業	担当部局	市長部局 保健福祉部
基本目標	ともに生きる健やかな福祉社会づくり(健康・福祉)	担当課名	介護福祉課
施策体系	総合的な地域福祉のしくみづくり	担当係名	高齢福祉係
施策	その他		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	介護保険対象外で65歳以上の家に閉じこもりがちな方を対象に、通所による各種サービスを提供し要介護状態への進行を防止する。		
事業の期間(開始/終了)	平成12年	5月/	99年99月
根拠法令、条例、規則など	地域コミュニティ運営事業実施要項		
事業が対象としている人(モノ)	介護保険対象外で家に閉じこもりがちな高齢者		
具体的な活動内容	申請書の受理		
	利用の決定・実施依頼		
	利用者宅の訪問		
	利用開始		
事業の成果	要介護状態への防止が図られた。		

2. 事業の評価



項目	説明
必要性	4 依然、必要性が高い 介護保険対象外の閉じこもりがちな高齢者の介護予防事業として平成12年度より開始されたが、介護保険非該当者やひとり暮らし高齢者等からの利用申請が多い。
妥当性	2 民間等でも実施できる(実施している)事業である 地区の公民館や児童館等を利用して、地域の人の運営で地域の高齢者が気軽に集えるような事業へ展開できれば理想だが、コーディネーターやボランティアの育成については、行政が関わらねばならない。
公平性	1 限定された個人や団体等にもみ便益がもたらされており、問題がある 利用開始すると介護度が重度になるか、死亡するまで利用し続ける者が多く、他の利用申請者がすぐに利用できない状態が続いている。また、市民情報センター利用者を除いて、利用者の送迎を行っているが送迎料を徴収していないことが公平性に欠ける点となっている。
適切性	4 現在のやり方(手段)が一般的であり、特に問題はない 概ね適切
有効性	4 概ね目標水準に達している 要介護状態への防止が図られている。
効率性	3 どちらとも言えない 委託料の大半が人件費に費やされている現状なので、積極的にボランティアを活用したり、送迎の実費負担を徴収することが望まれる。

総合評価	介護予防事業としてスタートしたが、容態が回復したり、逆に要介護状態になったにも関わらず利用している者もいるため、介護保険サービスへの移行や今年度から始まった特定高齢者施策への利用者の振り分け(アセスメント)や3つサービスの明確な位置づけが現状での課題となっている。
------	--

3. 今後の事業の方向性

所属長判断	事業の方向性判断	短期的方向	改善(質的充実・効率化)	中長期的方向	改善(質的充実・効率化)
	説明	要介護認定外の家に閉じこもりがちな高齢者を対象に事業を展開してきているが、通所サービスの提供により自立生活の助長・社会孤立感の解消・心身機能の維持のため継続的に進めるべきである。			
決定権者判断	決定内容	維持継続			
	説明	閉じこもり、引きこもり高齢者は介護状態になる可能性が高い。このため本事業によりこれらの高齢者のコミュニティ活動を促進する。			